

カナダ 改正環境保護法（CEPA）に関する取組みスケジュール公表

2023年6月に改正されたCEPAでは、2025年6月までにカナダの化学物質管理制度を改定し、健全な環境を享受する新たな権利がどのように考慮されるかの実行枠組を策定することを政府に求めています。そのような改正CEPA実施の取組みにおいて、一般市民の意見提出や参加の機会が設けられる予定です。カナダ政府は、以下の取組みに関するパブリックコンサルテーションの暫定スケジュールを公表しました。

パブリックコンサルテーションのスケジュール

公表予定時期	公表文書
2024年2月	CEPAの下での健全な環境に対する権利の実施枠組に関する討議文書
2024年春	ウォッチリスト・アプローチ案
2024年夏	化学物質管理の優先事項の計画案
2024年夏～秋	脊椎動物実験を代替、削減、改良するための戦略案
2024年夏～秋	CEPAの下での健全な環境に対する権利の実施枠組案
2025年冬	最もリスクの高い有毒物質規制に関する討議文書
2025年冬～2026年春	特定有害物質規制の制限と認可に関する討議文書

なお、上記について、2024年2月に公表された「CEPAの下での健全な環境に対する権利の実施枠組に関する討議文書」に対する意見および回答の期限は、2024年4月8日までとなっています。

参考：

Government of Canada | Implementing the modernized Canadian Environmental Protection Act, 1999
<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/implementing-modernized-cepa.html>

Government of Canada | Discussion Document
<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/publications/right-healthy-environment-cepa.html>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町16番地1 四谷TNビル5階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>